

我が国のエイズ動向は、個別施策層を中心に新規HIV感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は平成20年をピークに年間約1500件前後で横ばいで推移している。近年の抗HIV療法の進歩は、感染者等の生命予後を改善した一方で、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合が依然として約3割と高い水準となっているなど、早期発見に向けた更なる施策等が必要である。こうした状況を踏まえ、重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、本指針を改正する。

○ 効果的な普及啓発

- 国民一人ひとりが感染者等に対する偏見・差別を解消し、自らの健康問題として感染予防を適切に行うことが重要である。
- 感染者等の大半を占めるMSMについて、普及啓発が行き届いていない対象者を把握するなど、取組を強化する。

○ 発生動向調査の強化

- エイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、分析にあたっては地域差を考慮する。
- 国連合同エイズ計画（UNAIDS）が提唱するケアカスケードの評価に資する疫学調査・研究等を継続的に実施する。

○ 保健所等・医療機関での検査拡大

- 他の性感染症との同時検査や検査の外部委託等、検査利用機会の拡大を促進する。
- 医療機関において、HIV感染症・エイズが疑われる者のみならず性感染症が疑われる者に対しての積極的なHIV検査の実施を促す。
- 近年利用者数が増加している郵送検査について、更なる検査が必要とされた者の医療機関への結び付けについて検討する。

○ 予後改善に伴う新たな課題へ対応するための医療の提供

- 地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービスと連携して、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的な診療体制を構築する。
- 関係する診療科及び部門間の連携を強化し、医療機関全体で対応できる体制を整備する。

※エイズ・性感染症に関する小委員会を4回実施、資料等は下記URLから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=403928>